解散公告

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

新潟市中央区女池神明二丁目八番一

特定非営利活動法人新潟産の地産地消を支援するサポートセンター　清算人　平野　利司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

新潟県見附市上新田町三六五番地一五

株式会社優彩香

代表清算人　根本　正義

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

新潟県糸魚川市大字梶屋敷一七七番地

有限会社丸善商店

清算人　藤田　俊治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

石川県金沢市広岡二丁目一二番六号

一般財団法人北國銀行産業振興財団

代表清算人　宮野　雅明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

石川県金沢市問明町二丁目二三九番地

株式会社アミーカ

代表清算人　村田　浩一

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

石川県金沢市高岡町二二番一七号

一般社団法人Ｃｏｄｅ　ｆｏｒ　Ｎｏｔｏ

代表清算人　羽生田文登

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

福井県あわら市大溝二丁目一八番一九号

有限会社アクト商会

清算人　高山　直之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

長野市上松三丁目二〇番二〇号

一般社団法人ハーブボールセラピスト協会

代表清算人　永田　舞

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

岐阜県可児市皐ケ丘八丁目五四番地

株式会社インタースパック

代表清算人　川合美恵子

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

静岡県周智郡森町中川四五七番地の六

有限会社金原石油

清算人　伊藤貴志子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

愛知県名古屋市熱田区大宝四丁目二〇番九号

特定非営利活動法人ＪＣサークル

代表清算人　大崎　和也

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、この期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

愛知県稲沢市奥田大門町一四四番地

一般社団法人キッカケキカク

清算人　松田　友希

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

愛知県名古屋市中村区豊国通一丁目一六番地一

有限会社セントラル設計

清算人　若林　毅

解散公告

当社は、令和八年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

名古屋市中区栄二丁目二番一二号

ＫＡＳＵＧＡＩ株式会社

代表清算人　早川　剛史

解散公告

当組合は、令和八年三月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

名古屋市中川区富永三丁目五三番地

愛知県トムソン工業協同組合

清算人　加藤　実

解散公告

当法人は、令和八年三月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

京都市西京区大原野東境谷町一丁目一―五―七〇四

特定非営利活動法人竹の子学習ひろば

清算人　髙尾　咲希

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

京都市右京区嵯峨北堀町二七番地三

株式会社ライク

代表清算人　下西　誠